第６１８４号　令和８年１１月１２日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　上下水道局　　ページ

○　物品調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部浄水課】　２

北九州市上下水道局公告第１５９号

一般競争入札により、物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和３９年北九州市水道局管理規程第２５号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１２日

北九州市上下水道局長　廣　中　忠　孝

１　調達内容

（１）　購入品目及び数量　水道用石炭系粒状活性炭　８５ｍ^3

（２）　購入物品の仕様　仕様書で定めるとおり

（３）　納入期限　令和９年３月３１日まで

（４）　納入場所　北九州市上下水道局長の指示する場所

（５）　入札方法

ア　第１号の購入品について、１ｍ^{3}当たりの単価に数量を乗じた総価により行う。契約は、落札金額による総価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　郵送による入札とする。なお、持参による提出を妨げない。

ウ　開札の結果、予定価格の制限範囲内での落札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ　入札執行回数は、２回を限度とする。

２　競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

（２）　北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成７年北九州市水道局管理規程第２号）第２条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿に記載されていること。

（３）　北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

３　入札手続等

（１）　契約条項を示す場所及び期間

ア　場所　北九州市小倉北区大手町１番１号
　　北九州市上下水道局水道部浄水課

イ　期間　この公告の日から令和８年１２月１１日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時００分まで

（２）　入札関係資料の交付方法　この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市上下水道局水道部浄水課に請求者氏名（法人の場合は、法人名及び担当者氏名）、住所又は所在地及び電話番号を記載した電子メールで請求するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

請求先メールアドレス　sui-jousui@city.kitakyushu.lg.jp

電話　０９３－５８２－３１５５

（３）　入札説明会　入札説明会は、行わないものとする。

（４）　一般競争入札参加申請書等の提出

ア　郵送による場合の一般競争入札参加申請書等の提出期限　第１号アの場所に書留郵便により、令和８年１１月２４日午後４時までに必着のこと。

イ　持参による場合の一般競争入札参加申請書等の提出期限　第１号アの場所に令和８年１１月２４日午後４時まで（日曜日等を除く。）に提出のこと。

４　入札並び開札の場所及び日時

（１）　場所　北九州市小倉北区大手町１番１号
　　北九州市上下水道局水道部浄水課

（２）　入札書の提出

ア　郵便による入札書の提出期限　第１号の場所に書留郵便により、令和８年１２月１１日午後４時までに必着のこと。

イ　持参による入札書の提出期限　第１号の場所に令和８年１２月１１日午後４時までに提出のこと。

（３）　開札日時　令和８年１２月１４日午前１０時３０分

５　その他

（１）　契約手続において使用する言語及び通貨

ア　言語　日本語

イ　通貨　日本国通貨

（２）　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金　契約金額に予定数量を乗じて得た額の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３）　入札の無効　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　契約規程において準用する契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札

（４）　落札者の決定方法　契約規程において準用する契約規則第１３条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第８号の規定により随意契約に移行する。

（５）　契約書作成の要否　要

（６）　契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

（７）　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒８０３－８５１０　北九州市小倉北区大手町１番１号

電話　０９３－５８２－３１５５